



# 稚内市開業医誘致制度のご案内

稚内市の区域内に診療所を開設する開業医（医師・医療法人）に対し、診療所開設に係る費用の一部を助成します。  
稚内市の医師不足改善にご協力をお願いします！

## 1 対象者（下記①～③の全てに該当すること）

- ① 地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする方
- ② 診療所を継続して10年以上開業する見込みがある方
- ③ 市長が認める診療科名の医療を行う方

稚内市開業医誘致制度のHPのQRコードです



稚内市 開業医

検索

## 2 助成金の種類

区分	補助の対象	補助率・期間	限度額
土地、建物等取得費助成金	土地、建物等の取得に対する助成（医療機器、事務用什器等も含まれます。）	30/100	3,000万円
設置費助成金	取得した土地、建物等に賦課された固定資産税の税額に対する助成	500万円以内 / 年 開設した翌年から3年間	500万円/年
賃借料助成金	土地、建物等（医療機器、駐車場含む）の賃借に対する助成	月額賃借料の 50/100 開設した翌月から3年間	40万円/月
改修費助成金	賃借した土地、建物等（医療機器、駐車場含む）の改修に対する助成	30/100	1,000万円

## 3 貸付金の種類

区分	貸付条件	償還期間・利率	限度額
開業資金貸付金	診療を開始した日を基準日として、6か月以内に当該診療に係る開業資金に対して貸付	償還期間 60ヶ月（据置1年含む）	2,000万円
経営資金貸付金	1年以上診療所を開設している開業医へ、当該診療に係る経営資金に対して貸付	利率 財政融資資金貸付金利に1%加算した率 （※平成28年9月9日現在 1.1%）	2,000万円

## 4 制度を活用して開院した診療所

診療所名	診療科名	開設年月
西岡整形外科クリニック	整形外科	平成22年4月
こどもクリニックはぐ	小児科	平成24年11月
えきまえ診療所	内科	平成25年10月